

【提出書類B】

扶養関係必要書類一覧(公共済)

申請に関する問合せ先： センター病院 労務担当 045-253-5304

次の注意事項を確認のうえ、扶養申請書類をご提出下さい。

- (1) 被扶養者として申請できるのは、主に被保険者の収入によって生計が維持されており、年収が130万円未満で、かつ被保険者の年収の半分未満である扶養親族のみです。
 ※扶養家族が60歳以上または障害者の方の場合、「130万円未満」は「180万円未満」となります。
- (2) 夫婦それぞれ健康保険の被保険者である場合、子は**収入の多い方**の被扶養者になります。

No.	書類名	説明
1	扶養控除等異動申告書・扶養親族等(異動)届 ※裏面見本あり	3名以上扶養者がいる場合には、コピーしてご利用下さい。
2	被扶養者申告書 ※裏面見本あり	必ず、 本人 及び 被扶養者 を記載してください。3名以上扶養者がいる場合には、コピーしてご利用下さい。
3	扶養理由申立書 ※裏面見本あり	扶養親族1名につき1枚 必要です。複数名扶養の場合は、コピーしてご利用下さい。
4	扶養協議書 ※裏面見本あり	扶養協議者が居る場合に必要です。 (例)子の扶養を希望し、かつ配偶者を扶養しない場合は、配偶者＝「扶養協議者」となります。 扶養について、扶養協議者と協議した事を証明する書面です。 扶養親族1名につき1枚 必要です。複数名扶養の場合は、コピーしてご利用下さい。 ① 申請者本人 ②扶養協議者 の 双方の課税証明 を添付願います。 (原則、収入の多い方が扶養者として認められるため、その証明として必要)
5	国民年金第3号被保険者関係届 ※記入例あり	配偶者を扶養する場合は提出下さい。
6	市町村による医療費助成受給の届出書 ※裏面見本あり	乳児医療証等、医療証をお持ちの扶養親族がいる場合には記載し、 医療証の写しを添付 の上ご提出下さい。
●	扶養親族の年金手帳または基礎年金番号の写し	基礎年金番号が明記されている箇所のコピーを添付願います。
●	扶養親族の課税・非課税証明書	配偶者または16歳以上の扶養親族を申請する場合、収入の有無にかかわらず必要となります。 お住まいの区役所等で発行依頼をお願い致します。
●	【扶養親族に収入がある場合】 直近3ヶ月分の給与明細のコピー または、向こう1年間の給与見込証明書	直近3ヶ月分の給与明細がなければ、勤務先に給与見込証明書の作成を依頼してください。 ※年金収入の場合は、改定通知書や振込通知書のコピー等、金額がわかるもの
●	【扶養親族の離職に伴う扶養認定の場合】 資格喪失証明書	扶養親族の離職に伴う申請の場合は、元勤務先に作成を依頼してください。
●	【扶養親族と別居の場合】 送金を証明する書類 戸籍謄本 (抄本)	金融機関の利用控え、振込先の通帳等、扶養親族への送金と金額がわかる書類のコピーを添付願います。